

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年三月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	三次市君田町東入君字南原七四五番一地从から 三次市君田町西入君字井手山二五三番一地从先まで	平成二十五年二月一 八日